

地藏十輪經元慶點

422

58

0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 15m
60 1 2 3 4 5

始



地藏十輪經元慶點

本書ハ本會ニ於テ援助セル事業ノ成績ニ有之御参考ニ迄寄贈仕候

大正十年八月十七日

財團法人啓明會

帝國圖書館 湾中

地藏十輪經

著者	唐玄奘譯
本數	八葉子紙
製本	木板
紙	東大寺藏
教	正倉院藏
訓	元慶元年
跋	正倉院藏
年代	現時在
現時在	東大寺藏

槩說

此の經は地藏菩薩の功德を讚歎せらるものなるべく耳頗る深く、編者の如き佛典に慣れざるもの容易に本旨を捕捉すべきに非ず。されど今十輪を以て名づくにつきて、審みに云へば、輪は運轉を主とし、又摧破を兼ねるところなるが故に、之を修善と煩惱を破するとの二義に當て、此の義に相應する教條を法輪といふより、更に轉じて軌則の義となす。故に十輪即ち十教條と云ふに同下く、此の教條を修養成就したむに是れも轉輪王が四輪に加して四大洲を廻りて能く自在なうが如く、身心の渙穢を除きて長寿安樂疑へなきことを證けるものゝ如く。

此の本全部十卷なり。すが本卷は東大寺に載し、二卷書て同寺より献納す。正倉院聖語藏經卷中にある。自餘二卷所在を知らず。此の本の人知る由なけれど今一千餘年前後成立。當時人加點は寫真に掲げたる。元慶一年九月云々と第一卷本に記されたるのみなれば、其の後一交道の字義明ふとある。但し交道の字義明ふとある。第一卷にのみあれど、通東大寺

摘要

一

讀語

假使百劫中 諸說其功德 猶尚不能盡 故當供養

大乘大集地藏十輪經卷第一

摘

前文讀方

○○○○○又善男子昔有國王名趣福德

有人犯過罪應合死王性仁慈不欲斷命有

一大臣多諸智策前白王曰願勿為憂終不

令王得殺生罪不付懲贖令殺此人時彼大

臣以已智力將犯罪人付恩醉象時恩醉象

算収罪人兩脰舉上空中盡其勢力欲

墮於地忽見此人裳有赤色謂是袈裟心生

斯斷殺王瞻部洲善男子當觀如是過去醉

象雖受无暇傍生趣身而放袈裟不造惡業

然未來世有利帝利旃荼羅王官居士長

者沙門婆羅門等旃荼羅人心懷妻患无有

慈愍

傍訓

一乘三乘之駕安可以同其轍無哉何以明之愚時妄理漫

遠敗根比之坏器座況醉五欲類石田之不苟放肆十惡似真身

垢穢陶坏器拔石田穿聞失魄詔釋

千里能勿悲乎文韻遂使深輸操紙

杜絕外慮務詳空法主重放梵文詳明譬法雷
不寒不熱安靜坦然防可殊寶如疾飄風熟

地藏十輪經元慶點

要

摘

○○○○○又善男子昔有國王名趣福德

有人犯過罪應合死王性仁慈不欲斷命有

一大臣多諸智策前白王曰願勿為憂終不

令王得殺生罪不付懲贖令殺此人時彼大

臣以已智力將犯罪人付恩醉象時恩醉象

算収罪人兩脰舉上空中盡其勢力欲

墮於地忽見此人裳有赤色謂是袈裟心生

斯斷殺王瞻部洲善男子當觀如是過去醉

象雖受无暇傍生趣身而放袈裟不造惡業

然未來世有利帝利旃荼羅王官居士長

者沙門婆羅門等旃荼羅人心懷妻患无有

慈愍

照例

九例

(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九)

(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九)

(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九)

(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九)

(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九)

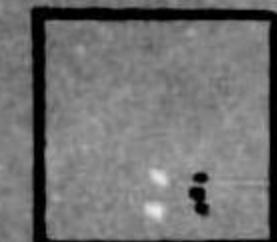
(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九)

(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九)

(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九)

(一) (二) (三) (四) (五) (六) (七) (八) (九)

云何菩薩世間般若謂此菩薩是諸微妙功德
伏載是諸解脱珍寶此處是諸菩薩明
清眼目(三)後定起(三)從佛心
生從佛口生(三)龍神所供養(三)
捨行大悲(三)



(一) 佛世尊所親承持度
陀羅尼(二)諸大菩薩摩訶薩

無一樣可言是其全部時のものなると云はず
こそ明らかを。某中柱
欄内に見えする音訓と
欄外に記載した他本の訓
名を欄外に記載し、
うる察す。た他の人口
授若きは他本の訓を
行立せよ。其の御の列なき
ものゝか。此の本の最も智慧すべき
點は傍訓の仮名に二ア
エの混じたもの。延喜以前に絶えぞ事一と云甚だ
想をさうき萬四五十年前も元慶に於て既にその如きを
あることは、而ちにうそ、皆時代を一般にエの混用等と皆
考ふべき非ず普通たと多列を間に、皆たより如きものあり
のみ。こゝ卒て假名史上注意を要する備註あらしシナリ。

此の端の訓點は古寫經には古字あり、異体の字あるを常とす。是れ隋唐の字と古字と並びて書かれてゐるが、此の經本
葉於地忽見此人裳有赤色謂是袈裟心生
斯斷殺王瞻部洲善男子當觀如是過去醉
象雖受无暇傍生趣身而放袈裟不造惡業
然未來世有利帝利旃荼羅王官居士長
者沙門婆羅門等旃荼羅人心懷妻患无有
慈愍

點例中舉ぐる所の點形は無點同筆形を以ておるが、其の筆
原本間欄外に音訓を注するものあり、これを掲出する方に
上欄に注するものは字句上に下欄のものは其下に一横線を
書いて之れを出だす。一
傍訓に注し誤讀あり故に特に二項を設け、下に舉げたり。
注一 大悲
此の端の訓點は古寫經には古字あり、異体の字あるを常とす。是れ隋唐の字と古字と並びて書かれてゐるが、此の經本
葉於地忽見此人裳有赤色謂是袈裟心生
斯斷殺王瞻部洲善男子當觀如是過去醉
象雖受无暇傍生趣身而放袈裟不造惡業
然未來世有利帝利旃荼羅王官居士長
者沙門婆羅門等旃荼羅人心懷妻患无有
慈愍



(一) 云何菩薩世間般若謂此菩薩是諸微妙功德
伏載是諸解脱珍寶此處是諸菩薩明
清眼目(三)後定起(三)從佛心
生從佛口生(三)龍神所供養(三)
捨行大悲(三)



(一) 云何菩薩世間般若謂此菩薩是諸微妙功德
伏載是諸解脱珍寶此處是諸菩薩明
清眼目(三)後定起(三)從佛心
生從佛口生(三)龍神所供養(三)
捨行大悲(三)



(一) 云何菩薩世間般若謂此菩薩是諸微妙功德
伏載是諸解脱珍寶此處是諸菩薩明
清眼目(三)後定起(三)從佛心
生從佛口生(三)龍神所供養(三)
捨行大悲(三)

如夏遠行所投大樹聞生悚懼心佛固去此遠近感憲不
信受被囚執鞭撻楚臨當被笞爲火所焚爲水所
溺爲風所飄所墮若諸有情惡鬼所持成諸魔惡病或日
日發或隔日發或三四日一發者若勤營苦修或不營修有能
至心稱名念誦花菓茂實成熟潤澤香潔更

—吳道可

在處如寶手辟無堅固无缺患元懷未上身
偏袒一肩更相侵害偷苦提道冠飾祐酒
昔所未轉而余轉之營慙振恤沒居以言教苦切可責
知令瑞幸壽命共味喜脩共曉治理諸王發暗置
散金塵穢謗行淫欲理玉裝或為太子美聲繞四洲諸
統四大洲跨三大地更窮海際皆停刀仗不舉善
薩住知堪得天上一切智常欣利樂達得果證

為大法王以上來今不趣向无間地獄信俗教
為灰燼結舌不言痛切言詐相謂言朋友

眷屬愛相眞恨諱謀猜惑元惑元悲不復擁護為灰燼
焚燒桃壞榜楚加乃往過去詐蔽掩前

徐行視塊未起伏寺持非戒等命欲盡耶說頃曰汝易懷疑慮
宣應遠攝心被此法衣人欲度生死海以毒箭旁弓審射中為害

王心智者非為命以鞭杖楚撻其身一大击廣可心
警毛堅時縛其五處連鵠監連大岳燒

其頭身心熬悴時息百苦身心被人五肉甘其
口領告衆人恭德升思解無時而自徑舉上空

中盡其勢力欽擡墮於地跪伏王闍母悔數末首有使劫圓

人加救三寶不造惡業使同驅逼麻粒丸烈酒以上來
如是相續不滿千牛取外見當于丈左隅のものは二三の例あれども

(十七) 金請有情皆得安詳皆益

利也安忍不動猶加大持

靜慮深鑿加和氣寧則

終不自棄不氣化棄亦不自用不敷用於

能辨說三乘法自稱號我是大乘

(十八) 改故孽草觀永除諸惡趣

常得見諸伴般般開獨覺

(十九) 天人龍神所供養

皆當供養金持禁戒無懈

尊佛神恭敬正念禪坐

集而說偈唯願世尊及諸大眾於我說

大陰罪忘皆生諸善唯佛能知餘元知者

(二十) 菩薩大名稱普為諸有情

皆當供養金持禁戒無懈

尊佛神恭敬正念禪坐

集而說偈唯願世尊及諸大眾於我說

大陰罪忘皆生諸善唯佛能知餘元知者

(二十一) 菩薩大名稱普為諸有情

皆當供養金持禁戒無懈

尊佛神恭敬正念禪坐

集而說偈唯願世尊及諸大眾於我說

大陰罪忘皆生諸善唯佛能知餘元知者

(二十二) 菩薩大名稱普為諸有情

皆當供養金持禁戒無懈

尊佛神恭敬正念禪坐

集而說偈唯願世尊及諸大眾於我說

大陰罪忘皆生諸善唯佛能知餘元知者

(二十三) 菩薩大名稱普為諸有情

皆當供養金持禁戒無懈

尊佛神恭敬正念禪坐

集而說偈唯願世尊及諸大眾於我說

大陰罪忘皆生諸善唯佛能知餘元知者

(二十四) 菩薩大名稱普為諸有情

皆當供養金持禁戒無懈

尊佛神恭敬正念禪坐

集而說偈唯願世尊及諸大眾於我說

大陰罪忘皆生諸善唯佛能知餘元知者

要 摘		要 摘	
○アヤツ行中の〔オ〕〔ア〕〔エ〕〔イ〕〔エ〕〔キ〕の常例に合へるもの		○アヤツ行中の〔オ〕〔ア〕〔エ〕〔イ〕〔エ〕〔キ〕の常例に違へるもの	
〔オ〕 惊懼 「興」 隆 「惶懼」 〔エ〕 同 「驅逼」 壓 「追逐」 弄 「念」 不舉 〔エ〕 悔 「遂」 署 「已」 務 「舉」 己 「與」 行 「迫」 脊 〔キ〕 教 「終」 十參 「〔エ〕獲」 五參 「〔エ〕」 始 「居」 理 「終」 二參 「己」 摄 「蹠」		〔オ〕 悔 「同」 驅逼 「壓」 一參 「不畏」 敝 「追逐」 弄 「念」 不舉 〔エ〕 悔 「同」 驅逼 「壓」 四參 「〔エ〕」 始 「居」 理 「終」 二參 「己」 摄 「蹠」 〔エ〕 悔 「同」 驅逼 「壓」 一參 「不畏」 敝 「追逐」 弄 「念」 不舉 〔キ〕 教 「終」 十參 「〔エ〕獲」 五參 「〔エ〕」 始 「居」 理 「終」 二參 「己」 摄 「蹠」	
○ヤツ行中の〔エ〕〔エ〕〔ヲ〕〔ヰ〕の常例に違へるもの		○ヤツ行中の〔エ〕〔エ〕〔ヲ〕〔ヰ〕の常例に違へるもの	
〔エ〕を〔エ〕に 畏聲 「焰」 前項掲けたる如く、ヤ行上音を正となす。然るにア行に属する元(衣の草條、異音エの字)以上第 當米 所有 罪咎 「當米 所有 罪障」 各所有的字にエと仮名せよは獲得の意に讀めべし。然らば 〔エ〕を〔エ〕に 畏聲 「焰」 畏と見て附いたるより前誤讀欄に掲げたるが如く、ナベ延ムは矣の音と見て可なり。又と云ふに 炎、廣韻千廉切韻鏡三十九轉喻母三等ワ行に属すれば、エムと音すべきをヤ行にて。以上第 置 「ニ」 二參 「ヰ」 要 「ヰ」 須 「ヰ」 一參 「〔ヲ〕」 ヤ行エ(ワ行)を多別せざりしことを知るべきなり。」一參 ○一語に限りて〔ヰ〕行の〔ヲ〕行に轉じたるもの 〔ヰ〕を〔ヲ〕に 美聲 「ニ」 二參 「麗」 「ニ」 五參 「以上第		〔エ〕を〔エ〕に 畏聲 「焰」 前項掲けたる如く、ヤ行上音を正となす。然るにア行に属する元(衣の草條、異音エの字)以上第 當米 所有 罪咎 「當米 所有 罪障」 各所有的字にエと仮名せよは獲得の意に讀めべし。然らば 〔エ〕を〔エ〕に 畏聲 「焰」 畏と見て附いたるより前誤讀欄に掲げたるが如く、ナベ延ムは矣の音と見て可なり。又と云ふに 炎、廣韻千廉切韻鏡三十九轉喻母三等ワ行に属すれば、エムと音すべきをヤ行にて。以上第 置 「ニ」 二參 「ヰ」 要 「ヰ」 須 「ヰ」 一參 「〔ヲ〕」 ヤ行エ(ワ行)を多別せざりしことを知るべきなり。」一參 ○一語に限りて〔ヰ〕行の〔ヲ〕行に轉じたるもの 〔ヰ〕を〔ヲ〕に 美聲 「ニ」 二參 「麗」 「ニ」 五參 「以上第	

曩に余文部省國語調査委員たりし時、假名に關する諸般の沿革調査を負擔せしが、同委員會廢せられて後、同省より假名遣沿革調査の嘱託を受け居たる傍ら、前研究を持續せり。然るに研究資料採集の便宜上、一時畿内地方に移住するの必要を感じ、私かに計畫するところありしこいへども、事、意の如くなざるものあり、偶々啓明會に於いて本研究に對し、調査並びに其出版の經費を補助することとなれるより、客歲八月遂に奈良に移住し、九月より十月に至るまでに、此經卷の東大寺に在るものに就き調査し十一月に至り、正倉院曝涼に際して、同本の第五第七の二卷の聖語藏中にあるところを拜観し、旁々十二月に至りて完く調査し了れるなり。而して今其大要を摘出して、假名遣及假名字體沿革史料第二編の一分として印刷せるものなれど第一編とは稍體裁に異なるところあり、且つ一部の書に對し紙數を限らず單獨に印刷せるものなるが故に斯く假りに地藏十輪經元慶點と稱したるものなり。顧ふに余が微力なる調査事項中、自ら安んぜざる所頗る多く、殊に點法に至りては從來編者の最も疎略にせるものなるに、此經卷の點、古來定例の東大寺點、また東南院點にも合はず、僅かに合へるものはヲトニノハ等に過ぎず。故に一旦其字句を讀みて、彼是比較し、稍々大體を知ることを得たるのみ。而も其間先覺者吉澤博士に負ふところ極めて大なり。又奈良移住以後、從來未見の古經頗る多く、其調査に忙殺せらるゝ一方に於て、其得るところのものを整理し印刷に附せんとするが爲めに、之を校合し淨寫する暇なきを奈何にせむ。仍て止むを得ず奈良帝室博物館勤務技手大宮武麿氏に對し、氏が本務の餘暇この事に當らんことを強請し、以て之を委託せるなり。されば其の體裁の前編に比して大いに面目を新にせるものあるは、主として氏の力に依るものなり。

大正九年十二月

文部省嘱託大矢透識

終

